

令和6年第2回伊仙町議会臨時会

第 1 日

令和6年3月25日

令和6年第2回伊仙町議会臨時会議事日程
令和6年3月25日（月曜日） 午後2時00分 開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣言
- 開議の宣言
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第30号 伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）
- 日程第4 議案第31号 令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

1. 出席議員（13名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	井上和代 議員	2番	久保量 議員
3番	大河善市 議員	4番	杉山肇 議員
5番	牧本和英 議員	6番	佐田元 議員
7番	清平二 議員	9番	上木千恵造 議員
10番	永田誠 議員	11番	福留達也 議員
12番	前徹志 議員	13番	樺山一 議員
14番	美島盛秀 議員		

1. 欠席議員（1名）

8番 岡林剛也 議員

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 元原克也 君

事務局書記 實夏三 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名
町長	大久保明 君
未来創生課長	佐平勝秀 君
子育て支援課長	久保修次 君
経済課長	橋口智旭 君
耕地課長補佐	田中勝也 君
水道課長	富岡俊樹 君
教育長	伊田正則 君
社会教育課長	中富讓治 君
健康増進課長補佐	森まなみ 君
総務課長主幹	古川徹 君

職名	氏名
総務課長	寶永英樹 君
くらし支援課長	稲田大輝 君
地域福祉課長	大山拳 君
建設課長	高橋雄三 君
きゅらまち観光課長	上木雄太 君
農委事務局長	豊島克仁 君
教委総務課長	町本勝也 君
学校給食センター所長	森一途 君
選挙管理委員会書記長	重村浩次 君

△開 会（開議） 午後 2時00分

○議長（前 徹志議員）

ただいまから、令和6年第2回伊仙町議会臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（前 徹志議員）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、清 平二議員、上木千恵造議員を、予備署名議員を永田 誠議員、福留達也議員を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（前 徹志議員）

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日3月25日の1日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日3月25日の1日間と決定しました。
なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程のとおりであります。

△ 日程第3 議案第30号 伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（前 徹志議員）

日程第3 議案第30号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保 明君）

議案第30号は、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第30号について補足説明があればこれを許します。

○総務課長（寶永 英樹君）

それでは、議案第30号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

地方自治法第203条の2第4項の改正及び総務省の助言の変更により、令和6年度から会計年度任用職員にも勤勉手当を支給すべきこととなるため、勤勉手当に関する規定を追加するものであります。

また、本条例中別表第1給料表につきましても、令和5年人事院勧告に基づき改正を行うものであります。

施行期日は、令和6年4月1日となります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第30号について質疑を行います。

○13番（樺山 一議員）

伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

一般、この条例に関しては、会計年度職員と委託職員が混在しているんじゃないかと、各課によってはということ、いろいろ議論がありました。そしてまた、全員協議会で、総務課長の説明では、清掃職員は、会計年度職員ではなく委託職員ということで上からの指導があったという説明でしたが、建設課の中で、同じ清掃作業員で会計年度職員と委託職員がいるということを知っていますが、事実ですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

県道の道路維持の担当として委託業務がいるということでございます。

○13番（樺山 一議員）

では、会計年度職員と委託職員が、同じ課のほうで仕事をしていると理解してよろしいですか。

○総務課長（寶永 英樹君）

おっしゃるとおりでございます。

○13番（樺山 一議員）

その会計年度職員も、やはり清掃業務に従事しているわけですね。それで、なぜ、その方は委託じゃなくて会計年度職員になるのか、説明をお願いいたします。

○総務課長（寶永 英樹君）

建設課におけるその会計年度任用職員については、草刈り等々ではなく、重機の使用だったり、そういった役割もこなしております。そういった関係上、会計年度任用職員として任用しているところでございます。

○13番（樺山 一議員）

分かりました。その重機担当と草刈りとはもう全然違うという認識でよろしいですね。はい、分かりました。

○議長（前 徹志議員）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第30号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第30号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第30号、伊仙町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

△ 日程第4 議案第31号 令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）

○議長（前 徹志議員）

日程第4 議案第31号、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保 明君）

議案第31号は、令和5年度伊仙町一般会計の規定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案しております。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第31号について補足説明があればこれを許します。

○総務課長（寶永 英樹君）

議案第31号、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）について、補足説明いたします。

予算書をお開きください。

第1条、規定の歳入歳出予算の総額76億1,081万7,000円に歳入歳出それぞれ71万5,000円を増額

し、歳入歳出予算の総額を76億1,153万2,000円とするものであります。

予算書4ページをお開きください。歳入歳出事項別明細書により、まず、歳入についてご説明いたします。

15款県支出金、補正前の額5億3,658万6,000円に、老人福祉費補助金の元気度アップ地域包括ケア推進事業補助金9万2,000円を増額し、補正後の額を5億3,667万8,000円とするものであります。

18款繰入金、補正前の額1億3,571万円に、基金繰入金の財政調整基金繰入金364万4,000円を減額し、補正後の額を1億3,206万6,000円とするものであります。

20款諸収入、補正前の額6,863万1,000円に、社会福祉費雑入の障害者自立支援給付事業県費負担金精算金など合計426万7,000円を増額し、補正後の額を7,289万8,000円とするものであります。

歳入合計、補正前の額76億1,081万7,000円に71万5,000円を増額し、補正後の額を76億1,153万2,000円とするものであります。

次に、歳出について説明いたします。予算書は5ページでございます。また、歳出の詳細については、7ページから8ページをご参照ください。

3款民生費、補正前の額17億9,485万3,000円に31万6,000円を増額し、補正後の額を17億9,516万9,000円とするものであります。

主な要因として、1項社会福祉費10目元気度アップ地域包括ケア推進事業12節委託料において、元気度アップ地域包括ケア推進事業委託料9万7,000円の増額、2項児童福祉費3目子育て支援事業費24節積立金において、子ども・子育て支援基金積立金21万9,000円の増額によるものであります。

4款衛生費、補正前の額6億315万7,000円から、1項保健衛生費6目母子衛生費19節扶助費において、島外旅費助成扶助費25万1,000円を増額し、補正後の額を6億340万8,000円とするものであります。

10款教育費については、財源組替えによるものであり、予算額に変更はございません。

12款公債費、補正前の額8億1,899万6,000円から利子14万8,000円を増額し、補正後の額を8億1,914万4,000円とするものであります。

次に、予算書3ページをお開きください。第2表、繰越明許費の補正についてご説明いたします。

2款総務費2項戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍住民基本台帳諸経費、補正前の額488万4,000円を補正後の額796万4,000円に改めるものであります。

以上、歳出合計、補正前の額76億1,081万7,000円に71万5,000円を増額し、補正後の額を76億1,153万2,000円とするものであります。

ご審議賜りご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（前 徹志議員）

議案第31号について、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第31号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（前 徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第31号、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（前 徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第31号、令和5年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和6年第2回伊仙町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会 午後 2時16分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 前 徹 志

伊仙町議会議員 清 平 二

伊仙町議会議員 上 木 千恵造